

令和7年4月から使用できる タクシー利用券の申請を受け付けます

タクシー利用券を使用するには申請書の提出が必要です。

※このページを切り取って申請書として使用できます

利用を希望する人は、太枠の中を記入し2月28日(金)までに下記窓口に提出、または郵送で申請してください(期限を過ぎても申請できますが、4月までに届かないことがあります)

(安中地域) 〒379-0192 安中市安中1-23-13 困高齢者支援課 長寿支援係
(松井田地域) 〒379-0292 安中市松井田町新堀245 困住民福祉課 健康介護係
(両地域) 近隣の公民館・生涯学習センター

安中市長 様

令和 年 月 日

申請者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	- -

安中市タクシー利用券交付申請書

タクシー利用券の交付を次のとおり申請します。

利用者について太枠の中のみ記入してください。

※申請者と同じ場合は「申請者と同じ」を○で囲んでください

利用者 (1人目)	申請者と同じ(申請者と同じ場合は、住所および氏名の記入を省略できます)				
	住 所	安中市			
	氏 名				
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)			
	免 許	運転免許証を所持していますか。 あり ・ なし(免許証を返納した者を含みます)			
区分		番号		交付日	

2人目の利用者について(ご家族が同時に申請する場合は記入してください)

利用者 (2人目)	氏 名				
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)			
	免 許	運転免許証を所持していますか。 あり ・ なし(免許証を返納した者を含みます)			
区分		番号		交付日	

確認事項

タクシー利用券の交付を受けた人が、これを利用することができなくなった場合は、残ったタクシー券を市に返却してください。また、タクシー利用券を不正に使用した場合は、返却してもらいます。

※窓口で申請する場合、窓口にきた人の本人確認書類の提示が必要です